

令和6年度

喜入小学校いじめ防止基本方針



令和6年2月5日改定

鹿児島市立喜入小学校 いじめ防止対策基本方針

学校教育目標

夢に向かって、共に学び、磨き、鍛える 喜入っ子の育成

学校訓：至誠

いじめ防止基本目標

学校は児童生徒一人一人が大切にされ、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。児童生徒が自己感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校をつくらうとする子どもの育成を図る。

いじめの定義 「いじめ防止対策推進法第2条」

この法律において、「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

家庭・地域との連携

- ・PTA
- ・喜入校区あいご会
- ・学校評議員会
- ・民生委員
- ・主任児童委員
- ・喜入まちづくり協議会
- ・スクールガード
- ・喜入中学校
- ・近隣幼稚園・保育園

いじめ防止対策委員会

【目的】

いじめの防止(いじめ問題)をはじめ、不登校や児童の心の問題について共通理解を図り、その解決に向けた話し合いを行い、学校としての取組、関係機関との連携・協力を図る。

【活動内容】

いじめの相談や通報の窓口、情報収集と記録・共有、いじめへの具体的な対応等

【組織構成】

校長、教頭、生徒指導主任、関係担任、養護教諭、その他必要に応じ関係者や外部専門家等

関係機関との連携

- ・鹿児島市教育委員会
- ・南警察署喜入交番
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)
- ・鹿児島市保健福祉課
- ・福祉事務所
- ・児童相談所
- ・医療機関

【教育活動の重点】

児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で学習や行事等に主体的に参加、活躍できるような活動づくりや集団づくりに努める。

【児童の主体的な態度】

児童生徒がいじめを自分たちの問題としてとらえ、向き合い、主体的に考え、話し合い、行動できる時と場の設定に努める。

いじめの防止

【未然防止】

全教育活動を通して、道徳教育、心の教育の推進や体験的・実践的活動の推進、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等、既存の取組を推進する。

【早期発見】

いじめに関する手引きの活用の一層の徹底を図り、いじめアンケートにもとづく教育相談の定期的な実施を行い、児童生徒の小さなサインを見逃さない温かな人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。

【対応】

いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。また、加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。更に、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門家との連携のもとで取り組む。

【生徒指導体制】

心の教育推進委員会や職員会議後の情報交換会、課題や指導のあり方を共有し、全校態勢でいじめ問題対応を共通実践する。

【相談体制】

- ・家庭訪問
- ・個別面談(児童)
- ・教育相談日の設定
- ・個別面談(保護者)

【職員研修の重点】

生徒指導・人権同和教育・特別支援教育等の研修を通して、いじめ防止に関わる取組の一層の充実を図る。

いじめの早期発見

- 1 児童の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。
- 2 いじめの早期発見のため、定期的に気になる児童のことを取り上げ、話題にし、共通理解の場を設定したりアンケート調査や教育相談、電話連絡や家庭訪問を行うなど、児童がいじめを訴えやすい、教職員は把握しやすい体制を構築するとともに、家庭、地域との連携を密にして、児童を見守る環境づくりに努める。

- ・アンケートの実施(毎月) ・児童、保護者との個別面談(教育相談) ・日頃の観察や日記等による情報収集
- ・職員会議、職員連絡会、心の教育推進委員会での情報の共有化 ・職員研修(生徒指導、人権同和教育、道徳)
- ・学校便り、週報等による学校からの情報発信 ・学校楽しいーとの実施と分析

いじめに対する措置

いじめの発見並びに通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた側の児童に対しては本人の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

- ①被害・加害児童双方からの情報収集と実態把握
- ②いじめ防止対策委員会での速やかな共通理解と対応の協議
- ③家庭訪問などによる保護者との面談、連携の協議
- ④専門家・警察・福祉関係機関との連携(主任児童委員やSCM)
- ⑤被害・加害児童への適切なケア及び指導
- ⑥関係学年学級への集団的な指導・支援
- ⑦ネットいじめへの対応(警察署等との連携)
- ⑧被害・加害児童並びにその保護者との定期的な情報交換

いじめの重大事態 「いじめ防止対策推進法第28条」

学校の設置者又はその設置する学校は、次の掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が初応じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめ防止対策等のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

ア 組織名称：いじめ防止対策委員会

イ 構 成 員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，保健主任

養護教諭，特別支援教育コーディネーター

各学年主任，主任児童民生委員，PTA会長

ウ 委員会の取組内容

(ア) いじめ防止対策委員会は児童の問題行動などに係る情報の共有，いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのため定期的に打合せを行うとともに，いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議するなど学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

(イ) 日頃からいじめの問題等，児童指導上の課題に関して組織的に対応するため，校長を中心に一致協力体制を確立し，平素からこれらの対応の在り方について，全ての教職員で共通理解を図る。

(ウ) いじめの問題等に関する指導記録を保存し，児童の進学・進級や転学に当たって，適切に引き継ぐ。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ，すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○ 授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり

○ 居場所づくり：話し合い活動の充実，ソーシャルスキルトレーニング，学校楽しいーとの活用

(2) 学校の教育活動全体を通じ，児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

○ 絆づくり：自主的な運営，異学年集団での活動，ピア・サポート活動

○ 児童会活動：いじめ撲滅の宣言や児童集会等の実施

(3) 学校の全教育活動を通じて人権教育，道徳教育の充実や，読書活動，体験活動などの推進をする。

○ 人権教育の充実：「自分の大切さとともに，他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。

○ 道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく，すべての教育活動の中で実践をする。

○ キャリア教育，福祉体験，特別活動

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について，校内研修や職員会議で積極的に取り上げ，平素からの共通理解を図るとともに，児童，保護者に対しても周知徹底を図る。

○ 校内研修：いじめについて（ニコニコ月間，いじめ問題を考える週間），人権同和教育，道徳，情報モラル等

○ 教職員向けチェックリスト等により，いじめ防止の取組の充実を図る

○ 全校集会，学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話

○ 学級PTAや家庭教育学級における啓発

(5) 学校，PTA，地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど，家庭，地域と連携した取組を推進する。

○ 立哨指導中におけるあいさつ運動

○ PTA，学校評議員との懇談会

○ 校区公民館運営審議会との連携

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - 休み時間や放課後の雑談の中での児童の様子（担任等）
 - 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等による実態把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。（心の教育推進委員会）
 - アンケート、教育相談の実施：各学期に1回
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - 相談窓口の周知

- ・ 学校での教育相談
 - ※ 臨床心理士，スクールカウンセラー（SC），主任児童民生委員
- ・ 鹿児島市教育相談室（教育総合センター内）
 - いじめ相談 099-224-1179
- ・ かごしま教育ホットライン24（いじめ・不登校等子どもに関すること）
 - 0120-783-574 0120-0-78310
 - 099-294-2200 全24時間

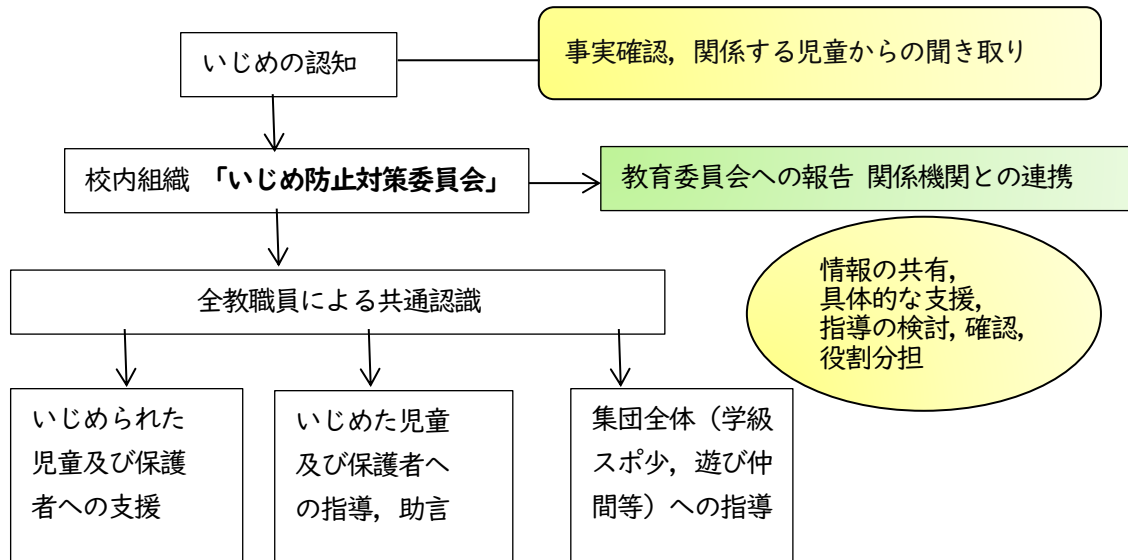
- ・ いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。些細な兆候であっても、“ちょっとおかしい”という教職員の感覚を大事にして、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ さまざまな手立てによって、子どもたちを多方面、多角的な視点からみて、子どもたちの実態把握に努め、児童理解を進めていく。

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。児童及び、保護者からの相談や訴えには真摯に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ア 校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。
 - イ すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ウ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
 - スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
 - 主任児童民生委員、民生委員
 - 児童相談所、各警察署、県警少年相談

(3) 対応経路



6 重大事態への対処

重大事態とは

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図したり、身体に重大な傷害を負ったりした場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被ったり、精神性の疾患を発症したりした場合 等
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
「相当の期間」；不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

組織及び調査の実施については次のとおりとする。

ア 本校、いじめ防止対策委員会のメンバーを母体に、鹿児島市教育委員会の支援と協力を仰ぐ。

イ 具体的な調査組織の構成員については、鹿児島市教育委員会の指示を仰ぐ。

(弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、カウンセラー等)

ウ 鹿児島市教育委員会の指示のもとに、警察署、児童相談所等との連携を図る。

- (2) 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、鹿児島市教育委員会に報告する。教育委員会を通じてすみやかに市長へ重大事態発生報告をする。

- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

鹿児島市立喜入小学校いじめ防止対策委員会設置要項

1 設置

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条に基づき、鹿児島市立喜入小学校に「いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

2 委員会の目的

いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを克服するために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

3 委員会の構成員

委員会の構成員は、原則として表に掲げる者とする。

委員長	校長
副委員長	教頭
委員	教務主任，生徒指導主任，保健主任 養護教諭，特別支援教育コーディネーター，各学年主任 PTA会長，主任児童民生委員

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、校長が招集し、原則、学期1回以上開催する。ただし、状況に応じて適宜開催するものとする。
- (2) いじめの未然防止、早期発見の取組を企画する。
- (3) いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
- (4) 家庭、地域、有識者及び関係諸機関との協力を求める。
- (5) 重大事態が生じた場合は、校内緊急対応チームとして機能する。
- (6) この「鹿児島市立喜入小学校いじめ防止対策委員会の設置要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

5 委員会の取組内容

委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いなどの情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見の取組、適切かつ迅速にいじめへの対応が行われるよう、次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組
 - ア 明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取組
 - イ 教科・領域を横断したいじめ防止等の取組の推進
 - ウ 早期発見のための措置
 - ・ 児童対象の「いじめに関するアンケート」の実施・分析を学期に1回以上
 - エ 相談体制の確立
 - ・ 教育相談の実施（学期に1回程度）
 - ・ 学校内外における相談窓口の周知
 - オ インターネット等によるいじめに対する対策の推進
 - ・ 児童、保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知、PTAと連携した研修会等の実施
- (2) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (3) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (4) いじめを行った児童に対する指導・支援
- (5) いじめを行った児童の保護者に対する助言・支援
- (6) 専門的な知識を有する者等との連携
- (7) その他いじめの防止等に係ること

6 その他

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

なお平成29年3月16日改定の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨を踏まえて、取組を行っていく。